

知的財産による競争力強化専門調査会 委員メモ

「政策レビューおよび第 3 期の知的財産戦略のあり方について」

平成 20 年 12 月 25 日

辻村 英雄

08 年度専門調査会にて議論してきた「政策レビューおよび第 3 期の知財戦略のあり方」について、改めて意見を整理し、以下にまとめます。

総論

1 期、2 期と、知財の制度改革と環境整備がなされ、枠組み、形は整ってきたと思います。しかし、その結果としての現状の実態がどうであるのか、たとえば地域知財戦略本部や地域力連携拠点が実効性のある成果を挙げているのか、大学の知財本部や TLO は本来の知財の創造と保護に寄与しているか等、政策評価のサイクルを機能させる観点から、きちんと振り返るべきで、定量的評価に加えて、定性的評価を行うことによって、この点を第 3 期に盛り込むべきかと考えます。

各論

創造について

「知的財産の創造」において、重要なのは「産学連携」と「情報の共有」なのではと考えます。目利きや総合プロデュースといった人材についての観点もありますが、その点は「人材育成」の部分で述べたいと思います。

まず、「産学連携」についてですが、ここで考えるべきは、まずは大学の知財本部と TLO についてだと思います。これらの本来の目的は他の委員の方々がこれまでに述べられたとおり、「大学の研究成果を実用化に結びつけるための橋渡し」であり「事業創出のための手段」です。本来の目的に立ち戻って評価をし、その結果として統廃合・再編・施策の修正等を検討・実施すべきこともあろうかと考えます。

また、「産学連携」の基本となるのは、Face to Face の人的交流にあると考えております。この際に考えなければならないのは、「産」には当然のことながら、中小企業やベンチャーが含まれるということです。大学は中小企業にとって敷居が高いといった発言も委員の方から出されましたが、学会の活用をぜひ検討していただきたいと考えます。近年の学会では懇親会自体が減ってきているように思いますし、懇親会への参加自体、企業も大学も減ってきているのではないかと感じております。企業内においても、公式の会議だけでなく、場合によってはその後の懇親の席のほうが将来につながる議論が生まれる例も多々ございます。施策的に難しい観点かと存じますが、ぜひ活用の検討を入れていただきたいと存じます。

イノベーションが異分野の知の結合から生まれるとすれば、学会の活用は、異分野の交流という点では不足かもしれません。その意味においては、妹尾委員の発言にありましたような「テクノク

ラブハウス」構想もぜひ検討・実現いただき、さまざまな業種の技術者・研究者が交流できる場を
考えていただければ、と存じます。

次に創造のための「情報の共有化」ですが、2つの観点があるかと存じます。第1点は、「創造の
ための技術情報と特許情報のシームレスな活用」であり、第2点は「産学連携のための大学からの
情報の発信」です。前者は、大学の研究者と企業の双方にとって、知財マインドの醸成と知財の創
造の両面から有用だと考えます。また、後者の観点から考えると、企業側から見たときに、現在の
事業ニーズにマッチする研究機関・研究者の選択に有用だと考えられます。大学からの情報発信に
関しては、現在も、大学の知財本部や地域 TLO 等でさまざまな取り組みがなされていますが、未
公開特許の開示対象が TLO 会員企業に限られますし、さらに広く開示する場合には特許公開後と
ならざるを得ないということになります。もちろんそのような活動も重要ではありますが、その前
段階、企業からいえば事業シーズの段階での情報の入手という観点からは、技術情報（論文）と特
許情報のシームレスなシステムは有用だろうと考えます。

保護について

「国際知財システムの構築」に関しては、重複審査の観点からの効率を図るための特許審査ハイ
ウェイやワークシェアリングの取り組みは重要だと考えます。それに加え、出願形式の三極での統
一への取り組み等、成果は着実に上がってきていると思います。残る観点はやはり「先行技術の偏
在」の問題ではないでしょうか。少なくとも、各国に偏在する特許情報に関しては、要約・請求項
の英文化による情報のグローバルな共有化を働きかけていただきたい。この点が改善されないと「国
際知財システムの構築」は達成されないと考えております。

また、「国際知財システムの構築」のためには、三極だけではなく、世界全体の調和を目標とすべき
かと存じます。その観点からも、アジア諸国をはじめとする国でのシステム整備への協力は日本国
としてぜひとも継続していただきたいと存じます。その上で、アジア諸国やBRICS 諸国におけ
る知財関連法制度の情報や運用基準、行政対応の情報を取りまとめ提供いただくことを是非検討い
ただきたいと存じます。

「権利付与の迅速化」については、さまざまな施策により、審査請求期間 7 年の、平成 13 年 9
月 30 日以前の案件の審査が一段落すれば、かなりの期間が短縮できるものと考えております。し
かし、戻し拒絶査定件数を見れば、まだまだ改善の余地はあるのではないのでしょうか。戻し拒絶
査定の中には、出願後に公知となった先行特許文献によって権利化できなくなった案件や、事業計
画の変更により、価値を失った技術等、さまざまな要因があるものと思われます。戻し拒絶査定に
かかる審査を削減するためには、実態審査に入る旨の通知を出願人に行い、取り下げの機会を設定
するのも一策かと考えます。

「安定性・予見性の向上」にも、「早期審査制度」や「スーパー早期審査制度」で成果が上がって
きております。「権利付与の迅速化」が影響します。これらの施策により、公開前権利付与の事例も
増えてくる結果、現行の「情報提供制度」が機能しなくなることになるからです。「(付与後) 異議
申立制度」についての検討も重要かと存じます。

「安定性・予見性の向上」に関しては、先行技術情報のシームレス化について言及されていますが、「創造」の項での特許と技術情報（論文）だけが先行技術情報ではなく、各企業のカatalogに記載されている技術情報や、商品上あるいは企業HPなどで公開されている技術情報、食品産業でいえば中味特性データ等、さまざまなものがあります。特に食品産業におけるパラメーター特許の増加などを鑑みたとき、こういった情報も非常に重要になってきております。これらも含めた情報システムの構築について検討をいただければと考えます。こういった非特許情報を、各企業からの提供によって先行技術としてデータベース化し、検索できるシステムを構築いただければと存じます。また、先に述べました通りこのような情報システムの構築は、日本国のみ実施してはさらに「先行技術の偏在」を招くものであり、グローバルな共有化を働きかけて行くべきと考えます。

「技術流出の防止」はオープンイノベーションの観点からも重要と考えております。従いまして、刑事訴訟における営業秘密の非公開についての検討と、営業秘密管理のガイドラインなどの普及活動は是非、推進していただきたい。ガイドラインや施策などは、なかなか周知徹底されていないようですが、それが、単に普及活動が不十分なのか、普及活動のやり方の問題なのかをよく見極めたうえで普及率向上の施策をとるべきと考えます。

「模倣品・海賊版対策」でもっとも大事なことは「買わないこと」だと考えます。その意味で、特に若年層の「模倣品・海賊版」容認の傾向は問題であり、これまでのキャンペーンが功を奏していないといえます。日本は「恥」の文化のはずですが、近年はそうでもないのかもしれない。「贋物を持つことは恥ずかしいこと」「他人の権利を守ることは自分の権利を守ること」の観点から、キャンペーンの手法を考え直すことが肝要かと考えます。

「模倣品・海賊版対策」では、これらの生産国に対しての働きかけも重要であり、効果は上がってきているものと考えます。たとえば、台湾ではCD等のプレスマシンを登録制にした結果、海賊版が激減したと聞いております。また、中国や韓国では模倣品・海賊版の輸出に関しても水際での取締りが開始されていますが、これらの成果を判断するには、模倣品の絶対数での評価を是非取り入れていただきたいと存じます。

活用

ライセンシーの保護のために、「未登録の通常実施権の保護（当然保護）」や共有特許（特許法第73条）のあり方の検討がなされていますが、ライセンサーの保護の観点も踏まえ、バランスをとることが肝要かと考えます。特に共有特許の場合は、共願人双方に利があるべきであり、どちらか一方に不利な、あるいは事業上の不利益をもたらすようなライセンスアウト等は、そもそもオープンイノベーションにはそぐわないものと考えざるを得ないものと存じます。

活用のための特許流通の促進とパテントトロールの問題は、特許権の行使が正当な権利であることから、パテントトロールあるいは権利濫用の明確な定義がなされない限り、常に問題をはらんでいると思われます。たとえば、A社が保有する特許を侵害しているとして、複数社に警告書を送ったが、そのうちB社だけはA社の特許の無効理由を保有していたため無効訴訟を起こさないことを条件として和解したが、その他の会社がその事実を知りえず、A社にライセンス料を支払うようなケースがあった場合、A社の権利濫用といえるのかどうか。他国の事例も含め、詳細に検討する必要

があると考えます。

中小企業支援

中小企業に対しては、マインド向上のためのセミナー、パンフレット、マニュアル、ガイドライン等普及・啓発活動を行ってきたと同時に、「知財駆け込み寺」や専門家によるアドバイス事業の推進等、さまざまな施策がとられ、一定の成果を挙げていると理解しています。しかし、これらのさまざまな施策を知らない企業が大多数であることも事実であり、知的財産に関して中小企業がアドバイスを求めているのはほとんどが弁理士であるということからも、これまでの施策の普及がまだまだであるといえます。統一的で効率的な普及活動と情報の提供方法を模索することが重要かと考えます。また、現実問題としてアドバイザーとしての専門家の不足も検討すべき問題かと考えます。知財取得に関する負担の軽減は、中小企業に限ったことではないと考えます。過去の専門調査会でも何度も意見が出されておりますが、出願料、審査請求料、年金等の公的費用だけではなく、トータルでの費用に関して検討を加えることが重要と考えます。権利取得後の模倣品対策は、中小企業だけではなく、大手企業にとっても権利取得を過度に強いられるなど無視のできない負担となりつつあり、正当な権利行使のための有効な施策が記載されることです。また、外国出願促進の観点からは、翻訳の問題が大きく、この点での施策を是非期待します。

人材育成

弁理士法改正による弁理士の量的な拡大や、実務修習制度や継続研修制度による質の向上が図られているところではありますが、やはりまだ、理系弁理士・弁護士が量・質とも不足しているといわざるを得ないと考えます。また、三位一体の観点に立った知財コンサルタント・総合アドバイザーとしては、知財の専門家としての実務経験・知識だけではなく、企業家としての知識と経験が不可欠と考えます。現状ではこのような弁理士・弁護士は非常に少ないと感じております。コンフリクトの問題もあり、絶対数が不足しております。今後は弁護士・弁理士ともにさらに専門性が要求されてくるものと思われますのでそのような人材育成のための公的機関の設立の検討等とともに、一定の企業内研修の義務化などの施策の検討を期待いたします。

知財教育は「創造性の醸成」とともに「模倣品・海賊版対策」としても重要な施策と考えますが、若年層から中高生にいたるまで、継続的かつ強制的に行われることが重要と考えます。2007年度からの中高における知財教育の実施が効果を上げることが期待しておりますが、小学生以下に対しても、発明工夫の楽しさを教える教育をぜひとも期待したいと考えます。そのためには、教育者の育成も重要であり、教職員向けのセミナーや知的財産管理技能検定の活用が考えられていますが、大学における教員課程での知的財産教育の実施なども検討していただきたいと考えます。